

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、企業倫理と遵法の精神に基づき、経営の透明性を確保しつつ、競争力の強化を目指したコーポレート・ガバナンスに取り組んでおります。また当社グループは、ステークホルダーを顧客、取引先、株主、社員、社会と定め、信頼関係を構築し、これにより、持続的な成長と企業価値の増大を図ってまいります。

リコーリースでは、取締役会、監査役会を会社経営機関として、経営の透明性、公正性、遵法性を確保したコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。また、当社は執行役員制度を導入しており、経営上の意思決定機能と事業執行機能を分離し、事業執行体制の強化を図り、経営の効率性を追求しております。今後も、社会環境・法制度等の変化に応じた仕組みを常に検討し、コーポレート・ガバナンスの更なる強化を図り、改善に努める方針であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4-1-3】

- ・当社取締役会は、指名報酬委員会からの提案を審議し、候補者選定プロセスを監督しております。
- ・現時点では最高経営責任者等の候補者選定基準および後継者育成計画、育成状況の確認プロセスなどに関する具体的指針を策定していないことから、指名報酬委員会および取締役会においてかかる指針を検討・策定し、取締役会による監督を行ってまいります。

【補充原則4-8-1】

- ・当社では、「独立社外者のみを構成員とする会合」は設置しておりませんが、独立社外役員は、取締役会・監査役会以外にも適宜意見交換を行い、必要に応じて、代表取締役意見に述べております。

【補充原則4-8-2】

- ・独立社外取締役と経営陣、監査役または監査役会との連携に係る体制について検討し、必要な改善、整備を行なってまいります。

【補充原則4-11-3】

- ・取締役会の実効性に関する分析・評価については、その結果の概要を開示することを前提に、分析・評価の有効な手法、運用について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

(1) 政策保有に関する方針

- ・当社は、業務提携、取引先との安定的な取引関係の維持・強化により、中長期的な企業価値の向上を図るため、必要に応じて対象となる会社の株式を保有することを基本方針としております。
- ・保有株式については、定期的に財務状況および取引状況等の検証を行い、その結果を取締役に報告することとしております。

(2) 議決権行使の基準

- ・保有株式に係る議決権行使は、その議案が当社の保有方針に適合するかどうか、当該企業の中長期的な価値向上につながるかどうかなどを総合的に勘案して議案に対する賛否を判断いたします。

【原則1-7】

- ・当社では、取締役会規程において、取締役が当社と一定の取引を行う場合は、事前にと取締役会において承認を得ることを定め、遵守しております。
- ・また、当社が行う主要株主との取引は、一般的な取引と同様、当社の社内規程に基づき承認することとしており、その内容は有価証券報告書において開示しております。

【原則3-1(i)】

- ・有価証券報告書および当社ホームページにて、当社の企業理念、経営戦略・経営計画、中期経営計画を掲載しておりますのでご参照ください。

<企業理念>

<http://www.r-lease.co.jp/info/company/vision.html>

<経営戦略・経営計画、中期経営計画>

<http://www.r-lease.co.jp/ir/policy/index.html>

【原則3-1(ii)】

- ・本報告書「1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」をご参照ください。

【原則3-1(iii)】

- ・当社は、取締役報酬を、当社および当社グループの企業価値(株主価値)の増大に向けて、中長期に亘って持続的な業績向上を実現することに対する有効なインセンティブと位置付け、コーポレート・ガバナンス強化の観点重視して決定しております。
- ・具体的には、本報告書「2. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 2. 業務執

行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」をご参照ください。

【原則3-1(iv)】

・本報告書「2. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」をご参照ください。

【原則3-1(v)】

・第40回株主総会(2016年6月15日開催)における取締役・監査役候補の選任理由は「株主総会招集ご通知」に記載しております。
<http://www.r-lease.co.jp/ir/stock/shmeeting.html>

【補充原則4-1-1】

・当社は、取締役会に関する事項を、法令または定款に定めのあるもののほかは取締役会規程を定めて運用し、下記を取締役会の決議事項として定めております。

- ・株主総会に関する事項
- ・株式に関する事項
- ・決算・計算書類・配当に関する事項
- ・取締役会・取締役に関する事項
- ・執行役員・理事・使用人及び組織に関する重要事項
- ・経営管理に関する事項
- ・その他法令、定款又は株主総会の決議において定める事項
- ・その他取締役が取締役会に付議すべきと認める重要な事項
- ・一方、当社では執行役員制度を導入しており、取締役会は執行役員を選任し、権限と責任を定め、業務の執行を委嘱することにより、意思決定及び業務執行の迅速化を図っております。
- ・業務執行においては、社長執行役員が取締役会の決定した基本方針に基づき、業務執行上の最高責任者として業務を統括し、社長執行役員と所定の要件を満たす執行役員から構成される経営会議では、業務執行に関する重要事項について協議・決定しております。

【原則4-8】

・当社は、取締役7名のうち、独立社外取締役を2名選任しております。

【原則4-9】

当社は、社外役員(社外取締役および社外監査役)又は社外役員候補者が、次の各項目の何れにも該当しない場合に独立性を有しているものと判断します。

- ・現在および過去10年間に於いて、当社または関連会社の業務執行者
- ・現在および過去3年間に於いて、当社の主要な取引先(相互の連結売上高の2%以上)、またはその業務執行者
- ・現在および過去3年間に於いて、当社から役員報酬以外に多額(年間100万円以上)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
- ・現在において、当社の主要株主(10%以上の議決権を直接または間接に保有している者)、またはその業務執行者
- ・当社から多額(年間100万円以上)の寄付を受けている者、またはその業務執行者
- ・当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士

【補充原則4-11-1】

・当社の取締役会は、重要な意思決定と経営全般の監督を行っていく上で必要となる多様な視点、豊富な経験、高い見識と専門性をもったメンバーで構成いたします。

・また、定款が定める範囲内で、取締役会の機能が効果的・効率的に発揮できる適切な人員数といたします。

【補充原則4-11-2】

・取締役・監査役が他社の役員を兼任している場合は、取締役会においてその内容を確認し、当社の業務に支障がないことを確認しております。

・また、従来より、事業報告および株主総会参考書類において、各取締役・監査役の主要な兼任状況を開示しております。

【補充原則4-14-2】

・取締役・監査役に求められる役割と責務を果たすため、就任時のトレーニング方針として、会社の事業・財務・組織等に関する知識の取得および会社法関連法令やコーポレートガバナンスに関する理解を深めることとし、そのため機会を提供しております。

・社内の説明会や勉強会に加え、社外講演会、セミナー等の推奨などを通じて積極的に外部の知見を活用することとしております。

【原則5-1】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、株主の皆様と積極的な対話を促進しております。

- ・株主・投資家からの対話(面談)の申し込みに対しては、要望内容や関心事項を踏まえたうえで、可能・合理的な範囲で、経営陣も対応しております。
- ・財務担当役員は、株主・投資家の皆様との対話を統括し、建設的な対話を実現するため、経営企画部、財務部や事業戦略部などの関連部門と連携し、対応しております。
- ・社長は、中間・期末の決算説明会のほか、証券会社や証券取引所等が開催する各種カンファレンス・イベントに参加するなど、積極的に対話の機会を設けるよう努めております。
- ・株主・投資家の皆様との対話で寄せられたご意見・ご要望につきましては、経営陣および関連部門に速やかにフィードバックし、情報共有を図っております。
- ・決算発表前の期間はサイレント期間とし、株主・投資家の皆様との対話を制限しています。また、当社のインサイダー取引防止規程に基づき、社内の情報管理の徹底を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
--------	----------	-------

株式会社リコー	16,478,840	52.74
全国共済農業協同組合連合会	1,233,200	3.95
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	1,070,000	3.42
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	832,300	2.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	593,500	1.90
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	545,400	1.75
コカ・コーラウエスト株式会社	502,000	1.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	415,200	1.33
THE BANK OF NEW YORK TREATY, JASDEC ACCOUNT	401,600	1.29
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	354,572	1.13

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	株式会社リコー (上場:東京、名古屋、札幌、福岡) (コード) 7752

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	その他金融業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は全てのステークホルダーに対して、誠実かつ責任ある企業活動を行ない、健全な経営によって、企業価値の増大を図ることを企業理念としております。この理念のもと、当社は全ての取引について、当社の独立性と利益が損なわれる事のないように適切・公正に行なうことによって当社ひいては全ての株主の利益を保護いたします。このために、当社が行う取引についてはその取り扱い及び、決裁に係る規程を定め、担当部門、決裁責任、決裁機関を定め、忠実に実行することにより、全ての取引先との取引条件などの適正性、公正性の実現を図ってまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

親会社からの独立性確保に関する考え方・施策等について
株式会社リコーは、間接所有分を含め、当社の議決権の52.8%を有する親会社であります。当社は親会社を含むグループ企業の中で国内唯一の金融事業会社であり、社会に対して独自の機能・役割を果たしております。当社はリコーグループ企業と協力関係を保ちながら事業展開をする方針ですが、親会社からの事業上の制約はありません。当社は、独自に営業を行っており、またグループ企業への価格交渉力を有するなどの点から親会社からの独立性は確保されております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
志賀 こず江	弁護士											
瀬戸 薫	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
志賀 こず江	○	白石綜合法律事務所 パートナー 株式会社東横イン 社外取締役 株式会社新生銀行 社外監査役 川崎汽船株式会社 社外監査役 当社は、同氏を独立役員として指定しております。 平成27年6月16日付で責任限定契約を締結しております。	弁護士としての豊富な経験と高度な専門知識を有しており、当社の経営全般に対する確かつ有意義な助言をいただくことで、より一層の経営体制の強化につながると判断したためであります。 なお同氏は、社外取締役及び社外監査役となる以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
瀬戸 薫	○	ヤマトホールディングス株式会社 相談役 公益財団法人ヤマト福祉財団 理事長 当社は、同氏を独立役員として指定して	ヤマトホールディングス株式会社での経営者としての豊富な経験により、企業経営にかかる幅広い知識と高い見識を備えており、当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に

	おります。 平成28年6月15日付で責任限定契約を締結しております。	対し十分な役割を果たすと共に当社の更なる発展に向けて有益なご意見やご指摘をいただけるものと判断したためであります。
--	---------------------------------------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性	更新
-----------------------------	----

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

指名報酬委員会は、取締役会内の機関として設置され、取締役、執行役員・理事に対する選解任および報酬等に関する事項の審査または決定を行なっております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は取締役等の職務執行状況の監査を行うとともに、会社法に基づく内部統制システムの整備運用状況についても、内部監査部門と協働して厳正な監査を実施しております。また、監査役は、内部監査部門から内部監査の結果の報告を受けるとともに、内部監査部門の職務執行状況を監査し、妥当性を検証するとともに、定期及び随時に会合をもち意思疎通を図っております。

監査役は、会計監査人（監査法人）による監査の方法及び結果の相当性を判断するための監視・検証活動の一環として、定期的に、その他必要に応じて随時情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
百武 直樹	他の会社の出身者													
徳嶺 和彦	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
百武 直樹	○	一般社団法人日本内部監査協会 監事 公益社団法人日本監査役協会 監査実務相談員 公益財団法人21世紀職業財団 監事 当社は、同氏を独立役員として指定しております。 平成28年6月15日付で責任限定契約を締結しております。	キリンホールディングス株式会社の常勤監査役を務め、現在は日本監査役協会の実務相談員として活躍される等、豊富な経験と高い見識を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務を監査できると判断したためであります。
徳嶺 和彦	○	弁護士 アサヒホールディングス株式会社 社外取締役 当社は、同氏を独立役員として指定しております。 平成28年6月15日付で責任限定契約を締結しております。	長年にわたる弁護士としての経験を有し、現在はアサヒホールディングス株式会社社外取締役(監査等委員)を務めるなど、豊富な専門的見地からの知識と幅広い知見を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務を監査できると判断したためであります。 なお、同氏は、社外取締役及び社外監査役となる以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役の職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入
---	--------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社取締役の報酬は、基本報酬、単年度業績連動賞与(短期インセンティブ)、自社株式取得報酬(中長期インセンティブ)で構成しております。
なお、監査役および社外取締役の報酬は基本報酬のみとしております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

- ・当社には、報酬等の総額が1億円以上の取締役はいないため、個別報酬の開示は行っておりません。
- ・平成28年3月期において、当社の取締役及び監査役に対する報酬等の年間総額は、132百万円であります。
- ・当社の取締役の報酬は、平成7年6月開催の株主総会で決議された報酬限度額の月額150万円以内となっております。
- ・当社の監査役の報酬は、同じく平成7年6月開催の株主総会で決議された報酬限度額の月額50万円以内となっております。
- ・使用人兼務取締役の使用人としての給与は支給しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬につきましては、各取締役の経歴、実績等の要素を勘案して決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポートを人事総務部門が担当しております。議案担当部門と連携して、取締役会の事前情報提供、欠席した取締役への事後情報提供などを実施しております。

社外監査役のサポートを常勤監査役および内部監査部門が担当しております。議案担当部門と連携して、取締役会及び監査役会の事前情報提供、欠席した監査役への事後情報提供などを実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会は常勤取締役4名、及び高い見識を備えた非常勤取締役1名および社外取締役2名の計7名で構成されており、経営に関する重要事項及び法令・定款等で定められた事項について審議し、意思決定を行っております。

また、当社は執行役員制度を導入しており、取締役会は執行役員を選任し、権限と責任を定め、業務の執行を委嘱することにより、意思決定及び業務執行の迅速化を図っております。業務執行においては、社長執行役員が取締役会の決定した基本方針に基づき、業務執行上の最高責任者として業務を統括しております。社長執行役員と所定の要件を満たす執行役員から構成される経営会議では、業務執行に関する重要事項について協議・決定しております。取締役会は、各執行役員の業務執行状況の監督を行うほか、社長執行役員に内部統制体制の構築を指示し、その整備運用の方針及びその実施結果について定期的に報告を求め、内部統制体制の継続的強化を図っております。

当社は監査役会設置会社であり、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されています。監査役は、監査方針及び監査計画に基づき、取締役会、経営会議などの重要な会議への出席、重要書類の閲覧、業務及び財産の状況調査などを通じて、取締役及び執行役員の職務執行を監査しております。また、代表取締役と常勤監査役は、株主からのそれぞれの受託責任に基づき、会社経営について緊密な意見交換を行っております。監査役の機能強化に関する取組みとして、監査役の職務執行を補助する使用人を内部監査部門に配置し、監査役の指揮命令のもと、業務を補助する体制をとっております。また、取締役および使用人は監査役に対して、法定の事項に加え、「取締役会が決定した全社的に影響を及ぼす重要事項」「内部監査の結果」「内部通報制度による通報の状況」「監査役が報告を求めた事項」について報告する体制としております。

当社取締役会が、取締役・監査役候補の指名と経営陣幹部の選任および取締役・経営陣幹部の報酬の決定を行なうに当たっての方針・手続きは以下のように定めております。

＜取締役・監査役候補の指名と経営陣幹部の選任を行なうに当たっての方針・手続き＞

- (1)取締役・監査役として果たすべき役割・責任を適正かつ厳格に遂行できる人材を登用する。
- (2)取締役・監査役の選任にあたっては(1)優れた人格、(2)多様で豊富な経験、(3)専門領域を有する人材を指名する。特に、社外取締役・社外監査役は、上記に加えて「株主や社会等の視点からの判断軸を有する人材」という要件を付加し、独立性判断基準を定め、充足する人材を選任すること。
- (3)取締役候補については、社内取締役で構成される人事委員会で検討し、指名報酬委員会の審議を経て取締役会で候補案を決定する。
- (4)監査役候補については、指名報酬委員会での審議ならびに監査役会の同意を経て、取締役会で候補案を決定する。
- (5)経営陣幹部は、当社および当社グループの経営戦略ないし各事業戦略の実現に向けて、強いリーダーシップに基づく業務執行能力や優れた人格を有する人材を指名する。
- (6)経営陣幹部については、社内取締役で構成される人事委員会で検討し、指名報酬委員会の審議を経て、取締役会の決議をもって決定する。

＜取締役・経営陣幹部の報酬の決定を行なうに当たっての方針・手続き＞

- (1)取締役に期待される役割、責任に応じた報酬体系を構築する。
 - (2)会社業績や企業価値(株主価値)を高め、株主と利害を共有できる報酬とする。
 - (3)優秀な人材を登用(採用)・確保できる報酬水準を確保する。
 - (4)株主をはじめとするステークホルダーに対し説明責任を果たすため、報酬決定のプロセスについて客観性・透明性・妥当性の確保を図る。
- 取締役報酬は、(1)基本報酬、(2)単年度業績連動賞与(短期インセンティブ)、(3)株式取得報酬(中長期インセンティブ)で構成されております。社外取締役の報酬は、適切に監督を行う役割と独立性の観点から、基本報酬のみとしております。

当社は、取締役に対する選解任および報酬の決定について客観性・透明性・妥当性の確保を図ることを目的に指名報酬委員会を設置しております。同委員会は取締役会の諮問機関として位置づけしており、社外取締役、代表取締役および代表取締役が指名する1名以内の社内取締役とで構成されています。

指名報酬委員会は、取締役の報酬制度や報酬水準が上記方針に沿ったものであるかを確認しております。特に、取締役賞与の総額については、同委員会で審議し、取締役会の承認を経て、株主総会に上程するプロセスとしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、企業経営の主体である経営執行・事業執行の緊張感を醸成し、その質とスピードの一層の向上を図るため、上記の企業統治の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の19日前に発送をしております。 発送日：平成28年5月27日 また、平成27年から発送日より前に自社ホームページに掲載し、出来る限り迅速な開示に努めております。 掲載日：平成28年5月24日 http://www.rlease.co.jp/ir/stock/shmeeting.html
集中日を回避した株主総会の設定	多数の株主の皆様の参加を促す目的で株主総会の集中日は回避して開催しております。 今年度は、予想集中日を回避し、平成28年6月15日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使の円滑化、促進を図る目的で、インターネットによる議決権の行使は、平成15年6月の株主総会から導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向けには議決権行使プラットフォームを平成19年より採用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	海外投資家の議決権行使促進のため、平成28年より、招集通知に英訳(一部抜粋)を当社ホームページ(http://www.rlease.co.jp/english/ir/stock/shmeeting.html)、東京証券取引所ホームページ、および議決権行使プラットフォームに掲載しております。
その他	・平成16年より証券代行会社の機関投資家向けサイトを利用して、議決権行使の円滑化を図っております。 ・株主総会当日ご欠席の株主の皆様にご覧いただくために、開催後速やかに自社ホームページ上で株主総会の動画を配信しております。 http://www.rlease.co.jp/ir/stock/shmeeting.html

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では、各種法令等を遵守し、東京証券取引所の定める規則に沿って、情報開示を行っております。また、投資判断に影響を与えると当社が判断した情報につきましては、適時開示に該当しない場合でも、正確・公平・迅速に情報開示を行ってまいります。 http://www.rlease.co.jp/ir/policy.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成28年3月期につきましても、引き続き個人投資家の皆様向けの会社説明会を開催しています。また、個人投資家向会社説明会用の資料とIRサイトを組み合わせ、常時IRサイト説明会を開催しております。これにより、地域、時間の別なく、個人投資家の皆様に当社を理解していただけるよう努めております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	9月の第2四半期決算と3月の本決算の年2回開催しております。説明会は、機関投資家並びにアナリストを中心に約60名前後の参加があります。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRサイトアドレスは、 http://www.rlease.co.jp/ir/ です。 当該サイトでは、決算短信、有価証券報告書、事業報告書、決算説明会資料及び動画、個人投資家向け会社説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIRに関する担当部署は、経営管理本部 経営企画部です。	
	当社では投資家の皆様向け情報開示強化の観点から、決算発表の早期化に努め、決算発表後にアナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催し	

その他	ております。また、フェアディスクロージャーの観点から、開催後速やかにホームページ上で決算説明会の資料や質疑応答を掲載するとともに動画を配信しており、個人株主及び個人投資家の皆様も視聴できる環境を整えております。 なお、平成27年9月期ホームページをリニューアルし、内容を充実させるとともにスマートフォンやタブレットなどによるアクセスに対応いたしました。
-----	--

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	役員及び従業員が共通に守るべき方針、規範として次の事項を定め、遵守しております。 (1)リコーリースの企業理念(私たちの使命、基本姿勢、行動指針)、(2)リコーグループCSR憲章、(3)リコーグループ行動規範、(4)環境方針、(5)品質方針、(6)情報セキュリティ基本方針、(7)個人情報保護方針があります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、リース事業が物件の提供、回収サービスを通じて顧客企業の環境経営へ貢献できる事業であるという認識のもと、環境経営を重要な経営方針としています。当社は、メーカー系リース会社の特性を生かし、グループ企業との連携により、お客様への物件の提供において多くの環境配慮型商品の提供(グリーン購買)を行っており、またグループ統合の物流・リサイクルシステムの一翼を担うことにより、資源(物件)の回収・保全・再利用を行なうなど事業を通じた環境保全を行っております。また、社内業務プロセスの改善にも注力して環境保全への貢献活動を促進しております。一方、コンプライアンス及び社会貢献活動を含むCSR活動を促進しており、これらのための担当責任者及び組織を設置して様々な活動を実施しています。これらの活動の状況は毎年、「CSR報告書」としてホームページ上に開示しております。 http://www.r-lease.co.jp/csr/download/index.html
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社の事業活動の方針及び結果に関する事項や業績に重要な影響を及ぼす事項については、あらかじめ定めた開示情報作成プロセス、開示手順に沿って適時情報開示を行ない、環境保護や社会貢献活動などの社会要請に関する事項などに関しては必要の都度、積極的に情報発信することにより、経営の透明性の確保及び企業市民としての責務を果たすよう努力しております。
その他	ステークホルダーの当社への期待を尊重し、それに応えるために、顧客起点による顧客満足を経営課題として、高品質な商品・サービスの提供のために品質向上活動を実施しております。また、情報の適切な管理のために情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27001)及び個人情報保護マネジメントシステム(プライバシーマーク制度)の認証を取得し、効率的、安全、的確な業務運営に努め、その継続及び向上を目指しております。 〈女性の活躍に向けた方針・取り組みについて〉 「社員一人ひとりを尊重し、豊かさの充実に努め、いきいきと働ける環境をつくる」という企業理念のもと、当社は「ダイバーシティとワークライフマネジメントの強化」に積極的に取り組んでいます。性別、年齢、雇用形態、新卒・中途採用、障がいの有無に関係なく多様な人材が新しい価値、高い価値の創出へのチャレンジや活躍を引き出すダイバーシティ推進を人材マネジメントの基本であると考え、様々な施策を展開しております。特に、社員の40%を超える女性の活躍推進には積極的に取り組んでおり、2020年までに管理職とグループリーダーを含めた女性リーダー比率を25%まで引き上げることを目指しております。現在、女性の社外取締役1名、執行役員を1名登用しており、女性リーダー(管理職とグループリーダー)36名(17%)がさまざまな職域で活躍の場を広げています。 また、2015年4月には、個々のライフステージやキャリア目標に応じたコース選択を可能にし、女性の職域拡大を可能とするコース別人事制度や育児や介護によるキャリアロスを軽減し、適性・能力を適切に反映できる評価制度への改訂いたしました。さらに、男性社員の育児参画による意識改革を目的とした育メン・チャレンジ休暇制度の導入や時間年休・育休の一部有給化・介護休暇の期間拡大など福利厚生制度の拡充も行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「信頼を未来へ」をコーポレートスローガンとし、「私たちの使命」、「基本姿勢」、「行動指針」からなる企業理念と遵法の精神に基づき、職務の執行が適法、適正、効率的に行われることを目指した内部統制システムを整備・運用し、その継続的な改善に努めます。

(1)取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1)当社の取締役会は、法令・定款が定める事項及び社内規程に定めるリコーリースグループ経営に関わる重要な意思決定事項を審議、決定し、その執行を監督する。
- 2)取締役及び従業員はリコーリースの企業理念のもと、法令はもとより社会通念及び企業倫理の遵守を業務執行の最重要方針とする。そのため、リコーグループCSR憲章及びリコーグループ行動規範を遵守し、取締役はこれを率先して周知・浸透させる。さらにこれを全社に徹底するために、コンプライアンス担当責任者を選任し、推進担当部門を定め、教育・啓蒙を行う。また、コンプライアンスに関する通報・相談窓口の「ホットライン」を設置し、社員に周知を図る。
- 3)反社会的な活動や勢力に対しては、一切関係をもたないことを、リコーリースグループの基本姿勢とするとともに、反社会的勢力に係わる被害防止や適切な対応実施のため、社内規程や内部管理体制の整備と警察等社外関連団体との通報・情報収集・連携を図り、組織的な対応体制の整備と強化を推進する。
- 4)金融商品取引法及びその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルールの遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の高い信頼性の維持」、「資産の保全」のために、内部統制システム及びビジネスプロセスの改善に努める。
- 5)会社情報開示については、情報開示規程により、開示情報の区分、開示手順、開示責任者を定め、開示委員会にて確認・評価することを通じて、情報の正確性、適時性及び網羅性を確保する。
- 6)内部監査部門を設置し、事業の執行状況を法令等の遵守と合理性・効率性の観点から監査し、検討・評価の上、改善に努める。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役が職務執行として行った意思決定に関する記録・稟議書等については、管理責任部門を定め、法令及び社内規程に基づき作成・保存・管理する。また、必要に応じて閲覧可能な状態で保管する。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1)リスクマネジメント規程(リコーグループで定めた規程に準拠)に基づき、損失の危険の発生を未然に防止する。
- 2)万一損失の危険が発生した場合においても、クライシス・インシデント対応標準に基づき、被害(損失)の極小化を図る。
- 3)損失の危険の管理を網羅的・統括的に管理するために、「リスクマネジメント委員会」を設置し、周知徹底を図る。
- 4)事業特性上のリスクに対して、社内規程に基づき社長執行役員の諮問機関として下記委員会を設置し、それぞれ総合的に分析・検討し、リスク管理を行う。
 - ・高額案件等の信用リスクに関しては「審査委員会」
 - ・金利変動等の市場リスクに関しては「ALM委員会」

(4)取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- 1)企業理念に基づく経営目的を達成するため、全社及び各組織は事業計画を策定する。取締役会で決定を受けた事業計画について、社長執行役員及び各組織長を管理・運営責任者とし、計画について全社の方針として社内周知と共有化を図る。毎月の取締役会に進捗状況を報告し、確認・指示を受ける体制をとり、効率のかつ有効性のある業務執行を行う。
- 2)執行役員制度を導入しており、事業執行については、各事業執行責任者に権限を委譲することにより、意思決定の迅速化を図り、取締役会は執行役員に委ねた事業執行の監督を行う。また、執行役員等で構成する経営会議を設置し、取締役会から委譲された範囲内でリコーリースグループ最適の観点から、事業執行に関する重要事項の審議及び意思決定を迅速に行える体制をとる。
- 3)取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、各組織の業務分掌及び職務権限に関する規程を制定し、それらを適切に運用する。

(5)当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1)当社の取締役会は、リコーリースグループ全体の経営監督と重要事項の意思決定を行う。
その実効性を確保するために関係会社管理規程を定め、統括する機能として主管管理部門を設置し、グループの管理を行う。
イ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の取締役の職務の執行に係る事項の報告を受ける。
ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、リスクマネジメント規程及びクライシス・インシデント対応標準に基づき、子会社を含めたグループ全体の損失の危険の発生に対する未然防止と、損失の危険が発生した場合の被害(損失)極小化を図る。
ハ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
 - ・当社は、子会社を含めた事業計画を策定し、グループ全体で効率のかつ有効性のある業務執行を行う。
 - ・当社は、グループファイナンス(キャッシュ・マネジメント・システム)の運用を通じて、子会社を含めた資金調達の効率化を図る。
 - ・当社は、当社に準じた職務権限規程等、組織や意思決定に関する体制整備を子会社に推進することで、子会社取締役の効率的な職務執行を促す。また、子会社が重要事項を当社に協議・報告する体制を通じて、グループ戦略の一貫性を保ち、グループ全体での業務執行を効率的に行う。
- ニ 子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は、子会社の役職員に対して、リコーグループCSR憲章及び行動規範を周知・浸透させ、法令遵守に関する教育・啓蒙を行う。また、コンプライアンスに関する通報・相談窓口の「ホットライン」を設置し、子会社の役職員に周知を図る。
 - ・当社は、子会社が、反社会的な活動や勢力に対するリコーリースグループの基本姿勢に則り、体制を整備することを推進する。
 - ・当社の内部監査部門は、法令遵守等の観点から、子会社の業務の執行状況に対して定期調査を実施する。
- 2)リコーリースグループはリコーグループとして定められた共通の規則を遵守しつつ、リコーリースグループの独立性が尊重・維持され、利益が損なわれることのないよう、適正に業務を行う。

(6)監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

- 1)当該従業員の体制に関する事項
取締役は、当該従業員を選任し、監査役の職務の執行を補助する体制をとる。
- 2)当該従業員の取締役からの独立性に関する事項
当該従業員は監査役の職務執行を補助するときは取締役の指揮命令を受けない。また、取締役は、当該従業員の人事評価及び異動については、事前に監査役の意見を聴取し決定する。
- 3)監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役は、監査役の当該従業員に対する指示の実効性を確保するため、監査役の要請に基づき、当該従業員の体制整備に努める。

(7)次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

1)当社の取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び従業員は監査役に対して、法定の事項に加え次の事項を遅滞なく報告する。

イ 取締役会が決定した全社的に影響を及ぼす重要事項

ロ 内部監査の結果

ハ 内部通報制度による通報の状況

ニ 監査役が報告を求めた事項

2)子会社の取締役及び監査役並びに従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

イ 当社の取締役及び従業員は、当社の監査役に対して、子会社に関する次の事項を遅滞なく報告する。

・当社内部監査部門が子会社に対して実施した定期調査の結果

・内部通報制度による子会社役職員からの通報の状況

ロ その他、当社の監査役が子会社に関する報告を求めた場合、当社は協力して対応する。

(8)監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(9)監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務執行により生ずる費用等は当社が負担する。

(10)その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会及び取締役は、監査役職務の執行が実効的に行われるため以下の体制を整備する。

・監査役が取締役会のみならず、経営会議やその他の重要な会議に出席すること

・監査役が執行役員・従業員等から職務執行状況を聴取すること

・監査役が重要な決裁書類等を閲覧すること

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的な活動や勢力に対しては、一切関係をもたないことを、リコーリースグループの基本姿勢とするとともに、反社会的勢力に係わる被害防止や適切な対応実施のため、社内規程や内部管理体制の整備と警察等社外関連団体との通報・情報収集・連携を図り、組織的な対応体制の整備と強化を推進する。

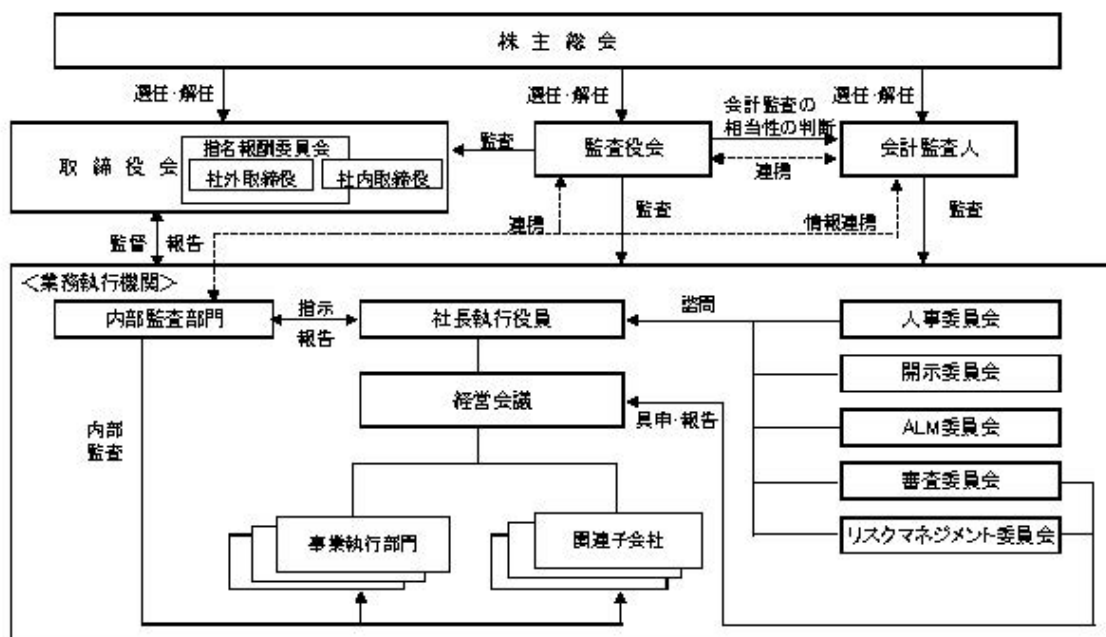
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【適時開示体制の概要】

